

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市保健センター条例第 10 条		
担 当 課	健康・子育て推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準 センターの使用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市保健センター条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	健康・子育て推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準 センターにおける行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	健康・子育て推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準 総合施設の使用の許可の取消し等は、条例第 11 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 第 11 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 11 条第 4 号に該当する場合は、総合施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬保健福祉総合施設の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	健康・子育て推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準 総合施設における行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。 3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、総合施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			